

1 法律相談

初 回	無料又は弁護士判断により5000円/30分
2回目以降	5000円/30分

2 通常民事事件

(1) 一般（着手金・報酬併用型）契約

経済的利益		300万円以下部分	300万円超 3000万円以下部分	3000万円超 3億円以下部分	3億円超部分
着手金	300万円以下	7%	-	-	-
	300万円超3000万円以下	21万円	5%	-	-
	3000万円超3億円以下	156万円		3%	-
	3億円超	966万円			1%
成功報酬	300万円以下	15%	-	-	-
	300万円超3000万円以下	45万円	10%	-	-
	3000万円超3億円以下	315万円		6%	-
	3億円超	1935万円			4%

※ 最低着手金額10万円

(2) 完全成功報酬契約

経済的利益		300万円以下部分	300万円超 3000万円以下部分	3000万円超 3億円以下部分	3億円超部分
着手金	300万円以下	-	-	-	-
	300万円超3000万円以下	-	-	-	-
	3000万円超3億円以下	-	-	-	-
	3億円超	-	-	-	-
成功報酬	300万円以下	25%	-	-	-
	300万円超3000万円以下	75万円	22%	-	-
	3000万円超3億円以下	669万円		20%	-
	3億円超	6069万円			18%

3 民事調停事件・示談交渉事件

2の50%の金額 ※最低着手金額は10万円

4 契約締結交渉

2の30%の金額 ※最低着手金額は10万円

5 民事執行事件

2の40%の金額 ※最低着手金額は10万円

6 民事保全事件

事件の種別	着手金	成功報酬
仮差押	上記1の50%の金額	
係争物仮処分	上記1の50%の金額	
仮の地位を定める仮処分	上記1の70%の金額	

※ 最低着手金額は10万円

※ 本訴を受任する場合でも、それとは別途に着手金及び報酬が発生するものとする

7 離婚事件

事件の種別	着手金	成功報酬
離婚交渉	25万円	30万円
調停事件	25万円	30万円
訴訟事件	40万円	60万円

※ 訴訟事件の受任前に交渉又は調停事件を受任している場合の訴訟事件の着手金は20万円

8 境界画定事件

事件の種別	着手金	成功報酬
交渉事件	25万円	30万円
調停事件	25万円	30万円
訴訟事件	40万円	60万円

※ 2の方が高額の場合には2の基準による

9 借地非訟事件

		借地権の額	5000万円以下部分	5000万円超部分
着手金		5000万円以下	30万円	-
		5000万円超	30万円	1%
		事件の種別	結果	報酬基準
成功報酬	申立事件		認容	借地権の額の50%を経済的利益として、2による
			相手方介入認容	財産上の給付額の50%を経済的利益として、2による
	相手方事件		却下	借地権の額の50%を経済的利益として、2による
			介入権認容	
			賃料増額の認容	賃料増額分の7年分を経済的利益として、2による
	財産給付の容認	財産的給付の額を経済的利益として、2による		

10 民事再生事件

(1) 通常再生

負債総額	着手金	認可時報酬
3億円以下	200万円	400万円
3億円超30億円以下	300万円	600万円
30億円超300億円以下	500万円	1000万円
300億円超	1000万円	2000万円

※ 着手金・成功報酬ともに分割払い可（最長5年程度）

(2) 個人民事再生及び給与所得者再生

債権者数	着手金	成功報酬
5名以下	20万円	30万円
5名超	25万円	35万円

※ 着手金・成功報酬ともに分割払い可（最長3年程度）

11 破産事件（自己破産の申立て）

事件の種別	着手金
同時廃止（見込み）	30万円

管財事件	50万円
大規模管財事件	100万円～

※ 債権者数50名以上を目安とする

1.2 特別清算事件

事件の種類	着手金
協定型	100万円～
和解型	80万円～

1.3 任意整理事件

債務者の種別		着手金			
着手金	事業者	50万円			
	非事業者	3万円×債権者数			
配当による報酬	配当原資の額	500万円以下部分	500万円超 5000万円以下部分	5000万円超 5億円以下部分	5億円超部分
	500万円以下	10%	-	-	-
	500万円超5000万円以下	50万円	7%	-	-
	5000万円超5億円以下	50万円	315万円	5%	-
	5億円超	50万円	315万円	2250万円	3%
債務減免、期限猶予又は企業継続等による報酬		10(1)の認可時報酬の70%			

1.4 行政上の審査請求、異議申立その他の不服申立事件

1の70%の金額

1.5 刑事事件

(1) 起訴前及び起訴後の刑事事件

ア 着手金

簡明事件	30万円
非簡明事件	50万円

イ 報酬金

		簡明事件	非簡明事件
起訴前	不起訴	30万円	50万円
	求略式命令	20万円	30万円
起訴後	無罪	-	100万円
	刑の執行猶予	30万円	40万円
	求刑された刑が軽減された場合	10万円～	20万円～
	検察官上告が棄却された場合	-	30万円

(2) 保釈、交流の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立て協議により、被告事件及び被疑者事件とは別に発生するものとする

(3) 告訴、告発、検察審査の申立て、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続

着手金	10万円～
報酬金	20万円～

1.6 裁判上の手数料

(1) 証拠保全

経済的利益	手数料額
500万円以下	20万円
500万円超	経済的利益の0.5%

(2) 即決和解

示談交渉	手数料額
要しない	経済的利益の1%
要する	3（示談交渉事件）の例による

※ 最低手数料額は10万円

(3) 公示催告

1.5(2)の示談交渉を要しない場合と同額

(4) 倒産整理事件の債権届出

基本	5万円
複雑事案又は 特殊事情あり	10万円～

(5) 簡易な家事審判

10～15万円

1.7 裁判外の手数料

(1) 法律関係調査

基本	15万円
複雑事案又は 特殊事情あり	協議による

(2) 契約書類及びこれに準ずる書類の作成

ア 定型契約

経済的利益	手数料額
1000万円以下	5万円
1000万円超1億円以下	10万円
1億円超	20万円

イ 非定型契約

経済的利益	300万円以下部分	300万円超 3000万円以下部分	3000万円超 3億円以下部分	3億円超部分
300万円以下	3%	-	-	-
300万円超3000万円以下	9万円	1%	-	-
3000万円超3億円以下	36万円		0.4%	-
3億円超	144万円			0.2%

ウ 公正証書にする場合

上記ア又はイの額に3万円を加算

(3) 内容証明郵便作成

名義	手数料額
弁護士名非表示	1通3万円～

弁護士名表示	1通5万円～
--------	--------

(4) 遺言書作成

ア 定型

10～20万円

イ 非定型

経済的利益	300万円以下部分	300万円超 3000万円以下部分	3000万円超 3億円以下部分	3億円超部分
300万円以下	5%	-	-	-
300万円超3000万円以下	15万円	0.8%	-	-
3000万円超3億円以下	36万6000円		0.2%	-
3億円超	90万6000円			0.1%

(5) 遺言執行

経済的利益	300万円以下部分	300万円超 3000万円以下部分	3000万円超 3億円以下部分	3億円超部分
300万円以下	6%	-	-	-
300万円超3000万円以下	18万円	2%	-	-
3000万円超3億円以下	72万円		1%	-
3億円超	342万円			0.3%

※ 最低手数料額は20万円

(6) 会社設立等（設立，増減資，合併，分割，組織変更，通常清算）

資本金もしくは総資産額 の高い額又は増減資額	1000万円以下部分	1000万円超 5000万円以下部分	5000万円超 5億円以下部分	5億円超部分
1000万円以下	3%	-	-	-
1000万円超5000万円以下	30万円	2%	-	-
5000万円超5億円以下	30万円	80万円	1%	-
5億円超	30万円	80万円	450万円	0.4%

※ 最低手数料額は50万円

(7) 会社設立等以外の登記等

申請手続	5万～
交付手続	1000円～

(8) 簡易な自賠償請求

給付金額	150万円以下部分	150万円超部分
150万円以下	5万円	-
150万円超	5万円	2%

1.8 顧問契約

(1) 事業者の場合

契約類型	顧問料（月額）
特別顧問契約	10万円～
一般顧問契約	5万円
基本顧問契約	3万円

(2) 非事業者の場合

3000円（月額）～

19 日当

半日	3万円
1日	5万円

以上